

令和7年9月 8日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和7年

第3回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和7年 第3回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第72号	令和7年度別海町一般会計補正予算	1
議案第73号	令和7年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	2
議案第74号	令和7年度別海町介護保険特別会計補正予算	3
議案第75号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第76号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第77号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第78号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	11
議案第79号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	12
議案第80号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	13
議案第81号	財産の取得について	14
議案第82号	財産の取得について	15
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	16
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	17
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	18
認定第1号	令和6年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について	19
認定第2号	令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	20
認定第3号	令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	21
認定第4号	令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	22
認定第5号	令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	23
認定第6号	令和6年度町立別海病院事業会計決算認定について	24
認定第7号	令和6年度別海町水道事業会計決算認定について	25
認定第8号	令和6年度別海町下水道等事業会計決算認定について	26
同意第1号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	27

同意第2号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	28
同意第3号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について	29
報告第12号	放棄した債権の報告について	30
報告第13号	令和6年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について	32

議案第 72 号

令和 7 年度別海町一般会計補正予算

令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

議案第 7 3 号

令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

議案第 74 号

令和 7 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 7 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

議案第75号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年別海町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「次の各号」を「次号及び第3号」に改める。

第17条の表第4条第2項の項中「決定する。」を「決定するものとする。」に改める。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第19条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、「別海町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第76号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年別海町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第15条の3第1項」を「第19条の3第1項」に改める。

第15条の3及び第15条の4を削る。

第17条の2を削る。

本則に次の4条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年別海町条例第8号）

第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第20条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、町長の定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 77 号

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

別海町介護サービス使用料及び手数料条例（平成 12 年別海町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「80 万円」を「80 万 9,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 8 月 1 日から適用する。

議案第 78 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第79号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1檜山振興局（11）の項中「(11)」を「(10)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第80号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次とおり変更する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第81号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

1 取得する財産の種類及び数量

小・中学校児童生徒用タブレット端末 1, 216台

2 取得の方法 隨意契約による契約

3 取得価格 67, 682, 560円

(内消費税及び地方消費税額 6, 152, 960円)

4 取得の相手方 釧路市星が浦大通3丁目7番10号

大丸株式会社 道東支店釧路出張所

所長 清野 広大

議案第82号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

1 取得する財産の種類及び数量

別海町酪農工場アイスクリームフリーザー 1台

2 取得の方法 隨意契約による契約

3 取得価格 44,660,000円

(内消費税及び地方消費税額 4,060,000円)

4 取得の相手方 札幌市白石区本通18丁目北3番66号

北海道オリオン株式会社

代表取締役 大島道文

諮詢第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別116番地の1
- 2 氏 名 菅野笑子
- 3 生年月日 昭和35年12月15日
- 4 任 期 令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

諮詢第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町尾岱沼潮見町103番地の6
- 2 氏 名 伊勢 瞳
- 3 生年月日 昭和31年2月8日
- 4 任 期 令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

諮詢第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町別海緑町106番地の61
- 2 氏 名 佐々木 陽祐
- 3 生年月日 昭和61年12月24日
- 4 任 期 令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

認定第1号

令和6年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について

令和6年度別海町一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

認定第2号

令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を
つけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

認定第3号

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

認定第4号

令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

認定第5号

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

認定第 6 号

令和 6 年度町立別海病院事業会計決算認定について

令和 6 年度町立別海病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

認定第 7 号

令和 6 年度別海町水道事業会計決算認定について

令和 6 年度別海町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

別海町長 曽根興三

認定第8号

令和6年度別海町下水道等事業会計決算認定について

令和6年度別海町下水道等事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

同意第1号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|--------|-------------------------|
| 1 住 所 | 野付郡別海町尾岱沼潮見町138番地の9 |
| 2 氏 名 | 島田 安信 |
| 3 生年月日 | 昭和21年5月10日 |
| 4 任 期 | 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで |

同意第2号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町別海常盤町243番地の9
- 2 氏 名 森本哲男
- 3 生年月日 昭和27年11月30日
- 4 任 期 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

同意第3号

別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を別海町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

- 1 住 所 野付郡別海町西春別駅前柏町7番地の12
- 2 氏 名 坪内省志
- 3 生年月日 昭和35年11月5日
- 4 任 期 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

報告第12号

放棄した債権の報告について

別海町債権管理条例第16条の規定により、別紙調書のとおり債権を放棄したので、同条例第17条の規定により報告する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

令和6年度 債権放棄調書

債権の名称	債権放棄の理由	件数(人数)	金額	備考
し尿処理手数料	条例第16条第6号	1件 (1人)	9,920円	消滅時効の完成、かつ所在不明等により履行意志確認不可能
計		1件 (1人)	9,920円	

報告第13号

令和6年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和7年9月8日提出

別海町長 曽根興三

記

○健全化判断比率

指標名	令和6年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	13.35%	20.00%
連結実質赤字比率	— %	18.35%	30.00%
実質公債費比率	11.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	— %	350.0%	

○資金不足比率

会計名	令和6年度比率	経営健全化基準
町立別海病院事業会計	— %	20.00%
別海町水道事業会計	— %	20.00%
別海町下水道等事業会計	— %	20.00%

